

就職保障を実現し、一切の就職・就労の人権侵害を許さないために

岡山県就職差別撤廃共闘会議 結成50年のとりくみから学ぶもの

主催・働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会
2021年7月29日／岡山県民主会館
報告・中島純男

共闘会議の結成 1971年11月2日

役員体制

議長 岡 映(解放同盟県連委員長)

副議長 岸本竹志(自治労(春日町)県本部副委員長)

〃 根岸純一(県教組教文部長)

事務局長 妹尾昌美(高教組書記次長)

17団体

1960年代 岡山県内の就職差別

- 1960年末 森田海運会社(大阪)
採用内定生徒 興信所 身元調査
- 1961年 電々公社中国電気通信局
定時制、通信制の排除
- 1967年 三菱重工水島自動車製作所
川崎製鉄水島製作所

「身元調査は全員に行うので部落差別はしていない」

60年代、全国各地で就職差別問題

- 1961年11月 大倉酒造 京都
伏見職安管内の説明会、30事業所と中学校就職担当者
「第3国人や部落の人は今後も遠慮してほしい」
京都平民共闘が追及
- 1966年 兵庫県 商工組合中央金庫
身元調査問題
- 1967年 京都の日本電池
家庭環境が悪いことを理由に不採用
- 1968年 長野県 上野薬品 身元調査

天満屋就職差別事件のとりくみと教訓

・事件と対応

- 1970(昭和45)年11月29日 内部告発文書
天満屋の「しおり」「身上調査記載要領」が、運動団体に送られてくる。
- 1970年 12月1日 岡山県と岡山市に伝える
同日 天満屋岡山店長と県・市の関係者が運動団体へ訪問
- 12月9日 第1回確認会
天満屋・岡山県・県教委・岡山市・運動団体・高教組など
- 12月15日 「天満屋就職差別撤廃共闘会議」を発足
高教組・全日自労・自治体労組・山陽新聞労組・天満屋労組、
青年学生団体・生健会・日本共産党・部落解放同盟正常化連絡会
- 12月22日 第2回確認会
- 1971年 2月26日 第3回確認会
- 3月12日 第4回確認会
- 3月27日 天満屋からの回答書

天満屋就職差別事件

しおり……前書き

身上調査は、身上調査記載要領によって行いますが、基本的には当社はどのような人をもとめているのかを考え、例えば販売員であれば明瞭で表現力の豊かな女らしい積極的な面を、さらに顔より心を主眼に調査するとともに、調査の秘密は厳重に守り、調査員は特に言動、態度に注意して調査にあたり、このしおりを参考にして綿密な調査をするように努めてください。

岡山市下之町17番地
株式会社 天満屋岡山店

天満屋 しおり

1. 出発前の準備

履歴書、戸籍原本を熟読 近隣の従業員から予調査を

2. 調査先

第1調査(近隣、商店、年配者、同性(はさける)) 第2調査(本人宅) 第3調査(学校、役場、駐在所)

3. 調査事項 (身上調査記載要領参照)

4. 注意事項

(1)特異な事項

前科、思想、精神病、部落、宗教、その他 極秘扱い、別紙か口頭で報告

(2)思想面におけるチェックポイント

学内での動向、学外での動向、家族が勤める場合労働役員の有無

(3)精神病面についてのチェック

本人および家族の病歴の有無

(4)調査中途において、不採用となると思われる事項があった時は調査を打ち切り、その旨を報告する。

天満屋 身上調査記載要領

記載要領

1. 世帯主の略歴及び学歴
2. その他の家族の状況
3. 家族の健康
4. 学資の出所
5. 生活程度
6. 親戚関係
7. 本人および家族についての近隣の風評
8. 家族から見た本人
9. 本人の交友関係について
10. 団体行動
11. 思想、素行関係について
12. 特記事項

天満屋問題、確認会での成果と教訓

- 1、身元調査 差別だと、初めて認めさせた。
- 2、天満屋のしおり、身上調査記載要領の廃棄
- 3、今後の採用、本人の人物・能力・適性に応じた選考
- 4、「共産党員は採用しない」は憲法と職安法に反する
- 5、職場の民主化 民主的労務管理に努力すると確約した

天満屋就職差別撤廃のとりくみの教訓

- 1、部落差別が、本人の能力と適性以外のさまざまな就職上の差別で不採用にする人権侵害と一体をなすことを明らかにさせてきた。
天満屋問題は単なる封道強制の問題ではなく
企業の保守性・自由と民主主義を職場に保護しないという問題
天満屋の組合代表 「天満屋の社長に代わりましてお詫び申し上げます」
- 2、高校生、大学生など若者が社会変革をめざす大きな契機に
高校生が「私たちの見解」、1万枚を県下の高校生に
- 3、自治体、教育委員会の現状認識を改めさせる契機に
事件の指摘した当初 県教育長 天満屋事件は教育に関係あるのですか。
思想信条とか資本とか制度は良いことだとは言わないがここまで問題にされるのは…。
確認会の中で 県行政 奴法、職安法に違反しています、と明言

岡山県の統一書式へ

- 1971(昭和46)年6月12日付
県教育長、総務部長、民政労働部長の連名
依頼……事業主
通知……公私立高等学校長
昭和47年3月高等学校卒業者の就職のための応募書類の統一書式について
- 天満屋就職差別事件のとりくみの結果として、天満屋と共に会議の間で取り交わされた再回答書を、県当局が具体化した。
- 記入項目を統一、本籍・宗教・家族の職業・資産などをはずし、これらの問題が就職差別に利用されないよう配慮したもの。

72年3月、西日本就職共闘結成ととりくみ

- 金融機関
中国銀行(身元調査)、商工中金(定期割引除外)、津山信用金庫(家庭調査)
- 自治体 県教委の統一書式問題 思想調査につながる面接
- 中国電力 身元調査、原発の認否、コネ採用、差別図書
- 国鉄 身元調査、障害者雇用率(事故が多いと多発する、外部から雇用はいいらない)
- 社会保険診療報酬支払基金 当局と組合、権力闘争による差別
- 私学協会 大学卒に統一書式は関係ないでしょう
- 天野実業 部落の人たちの排除
- 林精神科病院 不当解雇と身上調査

合同確認会

- 1975年11月21日 教育会館
- 就職共闘の正常化連、高教組、県教組、県民教などから110名
就職差別した70社のうち56社の80名が参加
ほとんどが統一書式違反を認める
中国電気工事…思想差別
日本鉛業水島…縁故者優先採用
美星町…誓約書

教員採用問題

1987年1月22日、県教委交渉

教職員採用システムにかかわって

- 大学の人物証明書を廃止すること
- 研究事項(専門分野)の削除
- 面接時の「卒論のテーマ・内容」の廃止
- 願書での部活動の廃止、面接時での自治会活動歴、サークル、クラブなど質問の廃止
- 選考・採用の総合判定基準の公表
- 試験問題の公表

自衛隊隊員募集問題、1994年

- 1994年12月15日、県と県教委へ申し入れ
自衛隊が岡山市、玉野市を中心に中学校を訪問
ポスター掲示、自衛隊生徒募集の文書
県教委から12月26日に回答
自衛隊が事実関係を認めた／今後は一切しない／当該の中学校に陳謝

自衛隊のCM問題 放送局へ要請 1995年

1992年のPKOによる自衛隊海外派遣、1994年の社会党の自衛隊容認の政治的背景のもと、不当な自衛隊勧誘が後を絶たない状況

1995年7月11日

「自衛隊員募集のCMを放送しないこと」を各放送局へ申し入れ

放送局は「まだ引き合いは來ていない」「主旨をくみ検討する」
7月・8月に予定されていたが実行できず。

一般事業所と同等の扱い、募集は卒業年の2月からしか認められていない。この確約をもとに世論を広めた

「働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会」
2002年10月26日

「あらゆる就職上の権利侵害を撤廃し、憲法、職業安定法の精神にもとづく職業選択の自由、就職の機会均等の原則にたって、就職保障の実現をめざすとともに、一切の就職・就労の人権侵害を許さないとりくみを進める」(規約第2条)

2002年10月、30有余年間にわたる「岡山県就職差別撤廃共闘会議」の活動・実績を継承し、「働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会」(略称:岡山就職連絡会)と改称し誕生。

組織転換時のとりくみ

2002年度の活動の総括

- ①高校生の就職実態・統一書式違反調査
- ②県知事に対する緊急雇用と働くルールを求める要請行動
- ③県と自治体に対する「自衛隊の不当な隊員募集(広報紙掲載など)に関する申し入れと要請行動

2003年度の活動方針

- ①就職試験・面接において、受験者の人権を守り、進路を保障して行くとりくみ
- ②働くルールの確立と、人権侵害を許さないとりくみ
- ③雇用拡大・進路保障・労働者保護教育などをテーマとした講演会・学習会の開催

2007年からのリーマンショック当時の就職保障

- ・ 高校生の内定取消し
- ・ 08年秋から全国で内定取消しが相次ぎ、異常な経済状況の影響を新規高卒者が被ることとなりました。
- ・ 中には1社で10名を超える内定取消しを出した企業もあり、企業の社会的・道徳的責任を問う事態となりました。
- ・ 岡山県でも08年度、新規高卒者12人の内定取消しが発生し、生徒や関係者に大きな影響を与えました。
- ・ 残念ながら就職運には現場からの情報が1件も入らず、具体的な対応はできませんでしたが、幸い、すべての生徒が年度内に再就職先・進学先を確保しました。
- ・ 今後の経済状況によっては、09年秋にも同様の状況が生まれる可能性もあります。
- ・ 08年度以上に関係機関へ向けて対策の確立を要請していく必要があります。

2006年12月 防衛庁から防衛省へ昇格し、海外派遣を本来任務とする改正防衛省設置法・自衛隊法成立。

2007年12月5日、岡山就職連絡会の第1回幹事会。

要求実現へのとりくみの総括と、08年度総会の日程を確認
県内の来春卒業の高校生の就職にかかる第一次調査では、
自衛隊への応募者はいまのところゼロ。

この数年、数人、最近では10人近くまでいた傾向がガラッと変化したこと。

就職戦線不況脱出なのか、海外への派兵が若者に嫌われたのか、両方が影響しているとも言えそうだ。

2008年3月の就職連の交渉

- 08年3月24日の月曜日、午前に県労働政策課、午後に岡山労働局に出向きました。「働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会」の交渉です。
- 県に対しては、職業訓練期間中に受講手当てを、という要求では、県は困難と回答。若者の間ですむ貧困状況を訴え、いわゆる「就労困難者」の把握と対応の根本的な見直しを求めました。
- 労働局では、青年の正規雇用を促進するためにも、特に介護を行われている人材確保補助金制度が、小規模事業所の実態を反映していない制度であることを説明。労働局の職業安定課長は、条件緩和を検討するよう厚生労働省に伝えると回答しました。
- 障害者雇用の問題がこの話し合いでも大きな課題となりました。法定雇用率を達成していない企業の公表などは難色を示します。県教委の雇用率は全国ワースト4位と判明していても、具体的な手立てを行いうような指導はされていないこと、なども判明しました。

2008年度総会の方針

- 若者の雇用問題が社会問題となっている現状のなかで、労働局、県、県教委などと交渉する組織は大切です。
- 総会では、oniビジョンケーブル争議、三井造船思想差別問題などによりくみ一定の成果をあげた報告もなされました。そして、障害者雇用率の問題も、就職連のとりくみを通して重要な課題であると認識を広げてきたことなども話し合われました。
- また、討論では、年齢を問わず就職することの困難を開拓するために、職安など責任ある対応をはかることの重要性もだされました。
- 正規雇用化が進まないなかで、派遣労働者が県内で2万5千人を超えている、これは10年単位でみると2.5倍以上になっている、正規職員への有効求人倍率は0.7、と低い状況、などが話し合われた。また、県教委が障害者の法定雇用率で全国ワースト3位、一方で教職員採用での事前合否の問い合わせ問題を惹起させるなど、その本質が鋭く問われるのでは、という論議も。

2012、2013年度総会

- 2012年7月10日
数人の若者も参加してくれました。こういう組織もあるんだということを青年たちに知らせるために街頭での宣伝活動、夕方にやりましょう、と元気のできる意見も出されました。
高校だけでなく大学関係にも「統一応募」の精神が徹底できないものか、学習会をぜひ開催しよう、高校生の修学のための施策充実のとりくみを、などと論議が活発に展開されました。
- 2013年8月20日
本人の能力・適性のみが企業の採否の条件であるとして、本籍や家庭状態などで判断することはさせないとして取り組んできたことが反映して、高校生の就職にかかる時点での統一応募書式違反は着実に減少している、と総括。しかし、大学生や専門学校の学生などの就職時における扱いについてはつかみきれないという現状です。今年度は、大学との懇談会を設定するなど、この課題にもきちんと対応していくことなどを提起でした。

2014、2015年度のとりくみ

- 2014年5月27日 総会
街頭で若者にむけた宣伝、シール投票なども工夫してやってみよう、障害者雇用の実態と最低賃金問題について権利条約のもつ人権の視点から学習を行い改めて行政機関に要請を強めよう、などと意見が出されました。
- 2015年2月26日 総括会講
県がやっと、働く若者サポートガイドの簡易版を作成したことと前進ととらえます。
- 2014年12月、高校現場の先生方から聞かせてもらった昨年春の就職状況、正規雇用になりきっていない状態も気になるところでした。医労連のkさんは、介護現場の労働者の低賃金、外国人労働者の参入などの労働者不足にかかる新しい課題も話されていました。

2018年 組織の強化をめざして、共同代表制へ

- 2018年5月9日、10時から、就職連の事務局会議

5月24日の総会に向けての意思統一、役員体制案、県人権連のひとり代表の会長から、高教組と自治労連の代表も含めて、共同代表制にしていく案を提示して了解をもらいます。この組織については、よりネットワーク的組織にしていかないと情勢をきちんと反映できない時代を迎えたという認識です。

現在のいろいろな職場での民主主義の徹底はどうなのか、山陽新聞社での人事にたいして不当労働行為として県労働委員会に救済申し立てしている件、その背景なども改めて話題になります。

2019年度総会と交渉

- 2019年5月31日

総会を終えての学習会。

県労会議の事務局長から政府・働き方改革の問題

高教組の委員長より高校現場の状況と課題などが報告されました

民主青年同盟の委員長から、青年の要求内容、特に働き方の問題を117人の青年からアンケートを実施した結果などを報告してもらいました。

- 2019年12月19日、岡山労働局交渉。

民主青年同盟の青年4人も含めて9人が、職業安定部の希望調整事業室長、職業対策課長、職業安定課長、労働基準部の資金室長、監督課主任監察監督官などのみなさん6人と話し合います。青年を代表して小田島さんが、117人の青年から得た働く実態調査・アンケートの内容を報告。働くルールの確立が若者に特に求められいると話されていました。労働局のみなさんも青年から直接、青年をとりまく働く環境のことを聴く機会はあまりないようで、真剣に対応してくれていました。

2020年度総会、50年のまとめの準備を

- 2020年7月31日、「働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会(岡山就職連)」の2020年度総会です。
- 1970年12月15日に「天満屋就職差別撤廃共闘会議」が発足したこと
- 翌年に「岡山県就職差別撤廃共闘会議」へ発展したこと
- 2002年に今の名称の就職連へ改組してきたこと、などの流れでいえば、今年50周年ということになる。その取り組みの成果、教訓、今後の取り組み、これらをまとめていくことも重要だという認識に。
- 昨年の県や労働局への要請活動に青年たちが参加、置かれている生活と仕事について直接話す機会になり、それも反映して県の2020年度予算に青年対策予算が増額された。

自衛隊問題

- 1977年に行われた就職共闘西日本連絡会主催の「就職差別をなくす全国交流会」
自衛官募集活動の問題で交流。
- 京都…高校生宅への家庭訪問で手土産に酒・タバコが持参された
- 滋賀…「自衛隊が違法違反だと言っているのは学校の先生だけだ」と高校生に対応している。
- 山口…自衛隊の甘言に騙され不本意な自衛隊生活を送っている卒業生の手記等が紹介
- 共通して出されたのが、一般企業から「自衛隊の好き勝手な求人活動は放置して、企業だけが何故、『統一書式』の精神・求人活動を守らなくてはならないのか」といった疑問が寄せられているというものでした。

自衛隊問題、岡山県でのとりくみ

- ・1977年11月中下旬にかけて岡山でも就職共闘が自衛隊問題について、県下公立私立114校へアンケート調査を実施。
- ・92校から回答が寄せられ、障害児学校、定時制高校、女子高を除く63校で家庭訪問や路上勧誘等が行われていることが判明。
- ・同年12月26日に自衛隊岡山地方連絡部の丸副本部長、岡山県教育委員会の佐藤教育次長と「自衛隊の入隊勧誘について」事実確認と話し合いを行い、丸副本部長は、就職共闘から指摘された事実を認め、「部下が熱心さのあまりであっても家庭訪問したことは遺憾だ。今後は、統一書式の精神を部下に徹底し、絶対に家庭訪問はしない」と約束。
- ・佐藤教育次長は、「今後、家庭訪問をすれば求人紹介(入隊勧誘)には協力できない」と断言し、「高校生の体験入隊等の勧誘は(HRを通じて)伝達させない」「隊員募集のポスター掲示は学校の自主判断にまかせる」と約束。

1978年 文書と実態の乖離が判明

- ・1978年1月23日
県教委から自衛隊・岡山地方連絡部あてに「高等学校新規卒業者に関する自衛官の募集選考について」と題した文書を発出。
「募集活動の開始時期は一般事業所と同様とし、この場合、家庭訪問は行わないこと」「選考にあたり生徒の能力・適性と直接関係ないことは、試験に記入を求めないこと」。
- ・1979年11月18日付けの毎日新聞の報道から
「自衛隊員募集の一環として現場の就職担当の教師を一堂に集めてPR映画を上映し、ビールを出して会食するという1977年の文書確認の精神に反する事態が発生していること」「採用内定後、授業日に休ませて出勤させ、学校がそれに抗議すると、内定を取り消し、今後一切あなたの学校から採用しないと統一書式の精神を無視した事例が生じていること」が判明

2020年3月11日、議会で質問、教育長は検討を約束

- ・2020年2月の県議会で自民党の池本敏郎議員
- ・自衛隊の家庭訪問について、せめて「本人や保護者が自衛隊の説明を聞きたいから家庭訪問を希望する場合には、認めてもいいのではないか」と
- ・齋藤岡山県教育長は、「検討したい」と回答。
- ・その後、岡山県高教組に「本人や保護者が自衛隊の家庭訪問を望む場合に限って容認する」
- ・高校教育課から各高校へメールで伝達
- ・本来、岡山就職連絡会に説明や相談があって然るべきなのに一切無かつたのは、非常に残念であり、後に行われた岡山県教育委員会(高校教育課)との交渉でも、岡山就職連絡会として、その点を指摘しています。

県教委、例外規定と強弁

- ・岡山県教育委員会の見解
今回の自衛隊による高校生への家庭訪問の一部容認は、1979年当時の合意、3者合意としての文書確認から逸脱したものではなく、「あくまでも例外規定」と述べています。
- ・就職連絡要求
自衛隊による募集活動については一般的な事業所と同様の取扱いになっており、高校新卒者に対する家庭訪問は認められていないことを文書に明記し、関係者に周知徹底すること
2019年12月交渉でも、この内容を取り上げています。
高等学校等、進路指導主事研修講座で確認。さらに国からの文書を市町村教委や県立学校へ周知している。という回答です。

50年の活動の積み重ねの成果と教訓

- ・ 部落問題での就職差別は皆無と言える状況を勝ち得た
- ・ 思想信条についての差別についても、60年代、70年代のように公然と言えなくなつた
- ・ 民主主義の前進により、普通の企業は統一書式で充分、身元調査は必要ない社会を迎えている
- ・ 経済状況などに左右され、就職氷河期世代のような困難もある。恒常的に企業の社会的責任を自覚するための取り組み。時をへても救済できるシステム構築
- ・ 若者自身が社会的に訴える場づくり。若者同士の連帯を培うとりくみと組織づくり
- ・ 脱原発者の雇用についても一定の要求の実現があったが、能力主義的社会から「人間の尊厳」を実現する場としての労働現場の実現へ。福祉分野との連携も
- ・ 自衛隊問題は憲法問題も含め政治的になっている。ご都合で約束を破り牙をむく体質という警戒感を。逆流を許さない世論構築。行政機構を市民・県民に
- ・ 組織活動の強化

ありがとうございました。

これから組織と活動については、大いに論議が必要だと思います。

よろしくお願ひします。